

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和37年4月から40年3月までのうちの9か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から40年3月までのうち9か月
私は、母から「当時は集金人が私の家に来て、町内の人達と同じように国民年金保険料を納付し続けていた。自分で役所に出かけて納付することも無く、町内の集金の人が自宅に来ていたので保険料を納付し続けられたと思っている。」と聞いていた。私も集金の人が自宅に来ていたのを何度か見たことがあり、申立期間が未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の娘が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3年にまたがっているものの未納とされている期間の合計は9か月と短期間である上、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことが推測できる。

また、オンライン記録では、申立人の昭和37年度のうち8か月分、38年度のうち9か月分及び39年度のうち10か月分の国民年金保険料の納付記録は確認できるが、未納月を特定することができず、本来、年度内の一部期間が未納となっている場合に作成することとされている特殊台帳の存在は認められず、行政側の台帳管理に不手際がうかがわれる。

さらに、申立人は当時、店を営んでおり、申立期間のうち、昭和38年3月から39年9月までの期間は、夫の被扶養者でないことが夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から確認できる上、申立人が国民年

金保険料を納付することができない経済的事項の特段の変化は見当たらない。

その他の事項を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

年金記録を確認したところ、平成8年3月の国民年金保険料が未納と記録されており、私が所持する年金手帳の記録と相違していることが分かった。

申立期間について、時期は覚えていないが過去にさかのぼって国民年金の加入手続をしており、市役所の担当者に、「それまでの未納分はないか。」と確認したことを記憶している。

領収書は保存していないが、郵送されてくる払込書により国民年金保険料は毎回納付してきたはずであり、申立期間のみ未納と記録されていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した都度、国民年金被保険者資格取得の届出を適切に行っている上、申立期間を除くすべての国民年金保険料を納付しているなど、年金制度及び国民年金保険料の納付に対する意識は相当高かったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る戸籍の附票から、申立人は、当時、A市に居住していたことが確認でき、申立人が所持する年金手帳によると、申立人が申立期間において同市により第1号被保険者として記録されたことが確認できる一方、同市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間に係る国民年金被保険者資格が記録されていない上、当該手帳の国民年金の資格喪失日について、申立人の厚生年金保険被保険者期間を国

民年金被保険者期間として記録するなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間について、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失後、第1号被保険者として国民年金に加入すべき期間であり、居住地の移動、経済状況の変化等、同市において申立人が国民年金保険料を納付することが困難となる事情は見当たらないことから、申立人が国民年金被保険者資格取得の届出のみを行い、国民年金保険料をあえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和36年9月30日、資格喪失日を同年12月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年12月1日まで

私は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

私の伯父に当たるA株式会社の社長から、同社が設立した株式会社Bに誘われ、昭和36年9月30日にA株式会社に入社し、当時C市に居住していたことから、株式会社BのC営業所で勤務していた。しかし、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となった同年12月1日までの間は厚生年金保険に未加入となっており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の事業主及び株式会社BにA株式会社等から派遣されていた複数の同僚の具体的な供述から、申立人は、申立期間において、株式会社BのC営業所で事務職として勤務していたことが認められる。

また、A株式会社の事業主は、申立期間当時の関係書類についてはすべて廃棄しているため詳細は不明としながらも、「株式会社Bは、A株式会社の全額出資により、当社とD株式会社から職員を派遣する形で昭和36年7月に設立した。私の親戚である申立人をA株式会社に採用後、直ぐに株式会社BのC営業所に勤務させた。株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所（昭和36年12月1日）になるまでの期間は、申立人にA株式会社が給与を支給し

ていたはずで、厚生年金保険料を給与から控除するなど、A株式会社からの派遣者については、当社の職員として扱っていたと思う。」と供述している。

さらに、A株式会社に勤務していた同僚は、「自分が入社した時期と厚生年金保険の資格取得時期に違いは無いので、A株式会社には試用期間は無かったと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Bにおける昭和 36 年 12 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 9 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月及び同年9月は6,000円、同年10月及び同年11月は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月1日から同年12月1日まで

私は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

勤務していたA株式会社の社長の指示で、昭和36年8月1日から同社長が社長を兼務する株式会社Bで経理業務に従事した。しかし、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となった同年12月1日までの間は厚生年金保険に未加入となっており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の事業主及び株式会社BにA株式会社等から派遣されていた複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、株式会社BにA株式会社から派遣されて勤務していたことが認められる。

また、A株式会社の事業主は、申立期間当時の関係書類についてはすべて廃棄しているため詳細は不明としながらも、「株式会社Bは、A株式会社の全額出資により、当社とC株式会社から職員を派遣する形で昭和36年7月に設立した。株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間は、申立人にA株式会社が給与を支給し、厚生年金保険料を給与から控除するなど、A株式会社からの派遣者については、当社の職員として扱っていたと思

う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間以前の標準報酬月額が申立人とおおむね同様に推移している同僚のA株式会社における昭和 36 年 8 月から同年 11 月までの社会保険事務所の記録から、昭和 36 年 8 月及び同年 9 月は 6,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に社会保険事務所の記録と同じ資格喪失年月日が記載されていること、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの被保険者資格喪失届等のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 36 年 8 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 8 月から同年 11 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月及び同年9月は1万円、同年10月及び同年11月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月1日から同年12月1日まで

私は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

勤務していたA株式会社の社長の指示で、昭和36年8月1日から同社長が社長を兼務する株式会社Bで営業業務に従事した。しかし、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となった同年12月1日までの間は厚生年金保険に未加入となっており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の事業主及び株式会社BにA株式会社等から派遣されていた複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、株式会社BにA株式会社から派遣されて勤務していたことが認められる。

また、A株式会社の事業主は、申立期間当時の関係書類についてはすべて廃棄しているため詳細は不明としながらも、「株式会社Bは、A株式会社の全額出資により、当社とC株式会社から職員を派遣する形で昭和36年7月に設立した。株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、申立人にA株式会社が給与を支給し、厚生年金保険料を給与から控除するなど、A株式会社からの派遣者については、当社の職員として扱っていたと思

う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間以前の標準報酬月額が申立人とおおむね同様に推移している同僚のA株式会社における昭和36年8月から同年11月までの社会保険事務所の記録から、昭和36年8月及び同年9月は1万円、同年10月及び同年11月は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に社会保険事務所の記録と同じ資格喪失年月日が記載されていること、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの被保険者資格喪失届等のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和36年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年8月から同年11月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成19年4月から同年8月までに係る期間については24万円、同年9月については22万円及び同年10月については24万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月16日から同年11月1日まで

私は、平成19年4月から20年5月まで、有限会社Aが経営するレストランで調理業務に従事していたが、ねんきん定期便により当該期間に係る標準報酬月額が9万8,000円となっていることを知った。

しかし、当時の給与明細書を見ると、給与月額は22万円から26万円で、厚生年金保険料も給与月額に相当する金額が控除されていることから、その旨を社会保険事務所（当時）に申し立てた結果、19年11月以降は訂正されたが、訂正されなかった申立期間に係る標準報酬月額も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の月別の給与明細額等一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成19年4月から同年8月までに係る期間については24万円、同年9月については22万円及び同年10月については24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月

額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が9万8,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納付の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所における資格取得日に係る記録を 32 年 11 月 1 日に訂正し、同年同月から 33 年 5 月までの標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 5 日から 33 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 9 月 5 日付けでA株式会社B所に採用され、33 年 3 月からC課へ配属された。

私がA株式会社B所に勤務していたことは、A株式会社人事部に人事記録が残っていることから間違いない。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和 33 年 6 月 1 日となっており、勤務の実態に合っておらず納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間において、A株式会社B所に勤務していたことは、入社日の特定はできないものの、申立内容及び同僚の供述から認められる。

また、申立人の雇用保険の加入記録が昭和 32 年 11 月 1 日から確認できるところ、同僚が保管する昭和 33 年分源泉徴収票を検証すると、雇用保険の一般被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、A株式会社の現在の人事担当者は、「提出された源泉徴収票からみて、申立期間当時、A株式会社B所においては、雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月の給与から、当該取得月に係る厚生年

金保険料を控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日を誤って届け出たことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間における標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 B 所における昭和 33 年 6 月の社会保険事務所(当時)の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格の取得日を昭和 32 年 11 月 1 日とすべきところ 33 年 6 月 1 日と誤って届出を行ったことを認めていることから、事業主が資格取得日を同年 6 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 32 年 11 月から 33 年 5 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和 32 年 9 月 5 日から同年 11 月 1 日までの期間については、当時の同僚が保管する失業保険被保険者資格取得届によると、当該同僚は採用から数か月程度遅れて雇用保険の一般被保険者資格を取得していることが確認できることから、事業主は、従業員別の資料は残っておらず、申立人についても詳細は不明としながらも、「当時、現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、その後 2 か月ほど様子を見てから本採用にしていたようだが、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかった上、厚生年金保険料の控除も行っていなかったと思う。」と供述していることから、申立人も当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和 32 年 11 月 1 日までは臨時採用であり、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年11月21日から39年8月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を38年11月21日に、資格喪失日に係る記録を39年8月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年ごろから40年ごろまで

私は、昭和37年ごろ、B市に本社があったA株式会社のC店の開店当初から閉店する40年ごろまでレジ担当として勤務した。同店は主に衣料品を販売しており、従業員は全員が正社員で、申立期間当時15人ぐらいが勤務していた。

C店に勤務した期間のうち、昭和38年12月分から39年7月分までの給与明細書（昭和39年1月分を除く。）を保管しており、これによると給与から厚生年金保険料が控除されていたことが分かるが、同店に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が全く無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が所持する昭和38年12月分及び39年2月分から同年7月分の給与明細書、写真（社員旅行で同僚6人と39年3月7日に撮ったもの及び申立事業所の店内でレジ担当の同僚と一緒に同年1月ごろ撮ったもの。）並びに同僚等の供述から、申立人が申立事業所において勤務していたことを認めることができ、当該給与明細書によると、39年5月分、同年6月分及び同年7月分に係る給与から、申立人の給与支給額の標準報酬月額に基づき算出できる9か月分に相当する厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると申立人と同じ職種であり、申立人と交替で勤務を行っていたとする同僚は、申立事業所において、C店の開店と同月である昭和38年11月21日から39年8月21日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、複数の同僚にも昭和38年11月から39年7月までの厚生年金保険被保険者期間が存在することが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和38年11月21日から39年8月21日までの期間について事業主により給与から厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持するC店の給与明細書における給与支給額から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立事業所は昭和39年8月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び経理担当者は他界、所在不明等により供述を得られる者が無く不明であるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る38年11月から39年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和38年11月21日以前及び39年8月21日以降の期間について、申立人は37年ごろから申立事業所において勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、C店は、38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当になっていることが確認できる上、複数の同僚が、「C店が開店した昭和38年11月以前から、申立人とともに開店準備のために勤務していたが、当時は試用期間があり、自分の厚生年金保険の加入記録は同年同月からである。試用期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と供述しており、申立人も試用期間については記憶しており、「試用期間の給与明細書は簡単なものであった。正式な給与明細書として受け取ったのは同年12月分からであったと思う。」と供述していることなどから、申立事業所においては入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認できる

が、試用期間中に厚生年金保険料が控除されていたかどうか調査したところ明確な供述が得られなかったため不明である。

申立人は申立事業所が倒産する昭和 40 年ごろまで勤務した記憶があると申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、申立事業所は 39 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、D 商工会議所に確認したところ、「C 店の関係資料を保管していないため、申立事業所が営業していたこと及び当時の所在地等についても不明。」との回答が得られた上、複数の同僚に聴取したところ、「C 店が閉店した日は記憶に無い。」と供述しており、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に厚生年金保険料が控除されていたかどうか調査したところ明確な供述が得られなかったため不明である。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和 38 年 11 月 21 日以前及び 39 年 8 月 21 日以降の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和 38 年 11 月 21 日以前及び 39 年 8 月 21 日以降の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年8月まで

私は、月日まで覚えていないが昭和53年に、集金人から5年間さかのぼって国民年金保険料が納められると聞いて社会保険事務所（当時）に出向き、44年8月から48年8月までの間の国民年金の継続手続とともに、国民年金保険料6万円弱を一括して納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、私の年金記録に反映されておらず、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年9月29日を資格取得日として51年3月に申立人の妻と連番で払い出されており、申立期間は未加入期間とされていたことから、制度上、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の保険料相当額は19万6,000円となり、申立人が一括して納付したとする保険料額6万円弱と大きく相違している。

さらに、申立人は昭和43年1月以降、初めて国民年金加入手続を行ったと考えられる51年3月までの間にA市から転出しておらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 42 年 1 月まで

私たち家族は、長男の高校入学と次男の小学校 6 年生進級に間に合うように昭和 39 年 3 月ごろ A 市から B 市へ転居した。

同じ社宅の隣に住んでいた C 氏と一緒に、転入手続をするため D 支所へ行った時、窓口の男性職員から国民年金の加入を勧められて加入手続を行ったことを覚えている。

国民年金保険料は婦人会が集金していると教えられ、280 円くらいを何年間か集金してもらったように思う。その後は納付書をもろうようになった。

国民年金の加入手続をしたのは、A 市からの転入手続をした際で、D 支所が移転前の E 町にあったことを記憶しており、昭和 42 年 2 月であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が集金してもらっていたとする国民年金保険料額は、納付済みとなっている昭和 42 年 2 月以降の国民年金保険料額に近似することから、申立期間後の保険料納付と錯誤している可能性が高いものと考えられる。

また、申立人が一緒に国民年金の加入手続を行ったとする C 氏は、「申立人を誘って国民年金の加入手続をするために、一緒に行った記憶がある。」と証言しているが、「母親の勧めで国民年金に加入しようと思った。」と国民年金の加入動機に関する供述は申立人の主張と異なっているとともに、同氏が所持する国民年金手帳の国民年金の資格記録欄を見ると、

申立人と同じく昭和 42 年 2 月 13 日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びC氏の国民年金手帳記号番号は連番で昭和 42 年 3 月 11 日に払い出されていることが確認でき、これはC氏が所持する国民年金手帳の発行年月日と一致している上、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、B市によるとD支所の移転時期は昭和 46 年 3 月であるとしており、申立人の国民年金加入が 42 年 2 月 13 日であることに不自然さはみられない上、申立人の長男及び次男の生年月日からすると、長男が高校 1 年生に、次男が小学校 6 年生となるのは 40 年 4 月からであることから申立人が 39 年 3 月ごろ国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 29 日から 63 年 5 月 15 日まで

私は、私の両親が経営する有限会社AのBに、昭和 54 年ごろから 63 年 5 月中旬ごろまで勤務していた。

しかし、ねんきん定期便で申立期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ加入記録が無かった。当時の給与明細書や源泉徴収票は無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 8 月に出産した長女と共に、62 年 1 月 30 日から、元夫の健康保険の被扶養者となっていたことが社会保険事務所（当時）の記録から確認できることから、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったとする申立人の主張は不合理である。

また、社会保険事務所の記録によると、有限会社AのBは平成 3 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該事業所の事業主であり社会保険事務所に詳しい申立人の父も既に亡くなっていることから、申立期間についての関連資料及び供述を得ることができず、申立人の雇用形態を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月から25年11月まで

私は、昭和22年にA株式会社B工場を退職した後、C丸改造のため、再度同工場に穴あけ工として就職し、25年11月ごろまで半年間以上は勤務していた。

勤務期間については、健康保険被保険者証の交付を受けたと記憶しており、健康保険と厚生年金保険は同時加入のはずであるから、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の記録によると、A株式会社B工場は、昭和30年1月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、同社と同社の資料に係る保管業務委託契約を締結し、同社の資料を継承している株式会社Dが保管する申立人に係る労働者名簿及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間の一部についてA株式会社B工場において勤務していたことうかがわれる。

しかしながら、当該労働者名簿における申立人の経歴欄及び職歴欄に記載されている勤務期間と健康保険厚生年金保険被保険者名簿による申立人の厚生年金保険加入期間とは、一部を除いて、それぞれ複数の期間において一致していないことが確認でき、申立人が申立期間について同工場において厚生年金保険に加入していた事情は見いだせない。

また、申立人は申立期間についてA株式会社B工場においてC丸の改造工事を行っていたと申し立てており、当該工事の時期については昭和25年11月ごろまでの半年間以上と記憶しているが、株式会社Dが保管するA株式会社の社史及びE新聞の記事（昭和24年5月発行）から、当該工事は24年に完了したことがうかがわれる上、C丸を所有していたF株式会社は、平成12年5月に

清算終了しているため、当該船舶の改造工事について確認することができず、同僚からも当該工事時期を特定できる供述が得られなかった。

さらに、A株式会社は昭和 63 年 3 月に解散しており、同社の資料及び設備等を継承している株式会社Dによると、A株式会社の申立期間における資料については、一定期間を経過したため、ほとんどを既に廃棄しているとのことである上、同僚からは、申立人が申立期間についてA株式会社B工場において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる資料及び供述を得られない。

加えて、申立人のA株式会社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における加入記録と、オンライン記録は一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 10 日から 26 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 22 年 3 月に A 専門学校 B 科を卒業し、同年 4 月 1 日に C 株式会社に入社して D 鉱業所 E 保安係（坑内）に配属された。46 年 6 月 1 日までの勤務期間のうち前半は F 保安技術係員として、後半は G 保安技術職員として勤務した。

しかるに、厚生年金保険の記録では、40 日の試用期間後、坑内勤務者として勤務していた昭和 22 年 5 月 10 日から 26 年 9 月 1 日までの 52 か月間が厚生年金保険第 1 種被保険者となっており、第 3 種被保険者となっていないのは納得できない。参考資料を添えて申し立てるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有している C 株式会社における職歴を証明する人事記録の写し及び申立人と同期入社複数の同僚の供述により、申立人が申立期間に C 株式会社において坑内員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の坑内員その他欄には「他、坑」との記載が、備考欄には「26.9.1 坑へ」との記載があり、申立人は昭和 22 年 5 月 10 日に坑内員以外として厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、26 年 9 月 1 日に坑内員に被保険者資格の種別を変更されたことが推認できる。

また、申立人と同期入社複数の同僚についても健康保険厚生年金保険被保険者名簿の坑内員その他欄及び備考欄に申立人と同様の記載があり、当該名簿の種別変更年月日はオンライン記録と一致していることから、申立人と同様に厚生年金保険の第 1 種被保険者資格を取得した後に坑内員として第 3 種被保険者に種別変更する取り扱いをされていたことがうかがえる上、申立人と同様に

厚生年金保険の第1種被保険者として資格取得した後に第3種被保険者となっている同僚は、第1種被保険者とされている期間について、「坑内員でありながら、坑外勤務とされた。これは会社が届出を間違ったと聞いており仕方ないと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間に厚生年金保険第3種被保険者でなく第1種被保険者であったことについて不自然な点は無い。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、種別が遡及して訂正されたなど不合理な処理が行われたこん跡は認められない。

加えて、C株式会社に照会したところ、「申立内容について確認できる関係資料が無いため、申立てどおりの届出を行ったかどうかなど当時の状況は不明である。」との回答であり、申立人の申立期間における状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険第3種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。